

『石州瓦等利用促進補助金』申請要領

石州瓦及び石州くんえん木材の柱を使った住宅の新築等に補助

平成23年4月 浜田市産業経済部産業政策課

1. 事業の目的

石州瓦及び石州くんえん木材の柱を利用して住宅を新築、増築及び大規模な修繕(屋根葺き替え)等をする方に対して、その費用の一部を補助することにより、石見地域の地場産業の振興を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

○石州瓦利用補助

次の全ての要件を満たす住宅を新築、増築及び大規模な修繕(屋根葺き替え)等を行う方。

- (1) 平成23年4月1日以後、屋根の工事に着手(※1)し平成24年3月31日まで完了するもの。
- (2) 屋根材として石州瓦(※2)を利用した専用住宅(※3)であるもの。
- (3) 屋根面積が80㎡以上であること。

※増築や屋根替え等の場合も屋根面積は80㎡以上が要件となります。

- (4) 市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納のない方。

※瓦の色や形は問いません。

(※1) 瓦が納品された日をもって屋根工事着手とし、屋根工事が完了した日をもって完了とします。
納品書がない場合には、施工業者等の証明書を添付してください。

(※2) 大田市以西の9メーカー(石州瓦工業組合)が特定の粘土、釉薬を用いて1200度以上の焼成温度で製造した瓦です。

(※3) 専用住宅とは専ら自己の居住の用に供する家屋。

併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含みます。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除外します。

○石州くんえん木材利用補助

石州瓦利用補助の対象者となる方のうち、石州くんえん木材(※4)の柱を使われる方。

(※4) 石州くんえん木材

島根県の森林で生産され、島根県内で製材・加工され、浜田市内でくんえん処理された木材製品。

3. 補助額

○石州瓦 屋根面積1㎡当たり500円(8万円を上限)

(補助金額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。)

○石州くんえん木材の柱 1本当たり1,000円(10万円を上限)

4. 交付決定

予算の範囲内で決定を行います（平成23年度予算枠：876万円）。

5. ご相談等

不明な点は産業政策課にお問い合わせください。

TEL 0855-25-9500

FAX 0855-23-4040

Eメール sangyou@city.hamada.shimane.jp

6. 事業実施の流れ

次ページをご覧ください。

7. その他

申請された方を対象に、本事業のアンケートをしております。回答にご協力お願いします。

6. 事業実施の流れ

(1) 申請

(屋根工事の着手または上棟日までのどちらか早い日までに申請してください)

所定の申請書類に必要事項を記載の上、浜田市産業経済部産業政策課または各支所産業課へ1部提出してください。申請書類の様式は市役所及び各支所産業課に置いてある他、浜田市ホームページからもダウンロードできます。なお、提出された書類は返却いたしません。

<申請書類>

① 交付申請書 (様式第1号)

※住宅が共有名義の場合は、申請書には代表の方のお名前をご記入ください。

添付書類：(ア) 建築計画書

(イ) その他 (専用住宅であることや屋根面積が確認できる書類 例：建築設計書等、屋根面積の算出式を記載してください。また、石州くんえん木材利用補助の申請する場合は、柱の使用箇所がわかる書類を添付してください。)

※石州くんえん木材の柱で通し柱は2本と数えてください。

※納税証明書は必要ありません。

(2) 審査及び交付決定 (申請受付後概ね2週間以内)

補助金の交付決定 (または却下) 通知は、文書をもって通知します。

(以下、交付決定を受けた場合)

(3) 事業実施 交付決定後～平成24年3月末

(4) 実績報告

屋根工事の終了後、所定の実績報告書に必要事項を記載の上、浜田市産業経済部産業政策課または各支所産業課へ1部提出してください。

<実績報告書類>

① 実績報告書 (様式第4号)

添付書類：(ア) 建築実績書 (変更がなければ建築計画書のコピー)

(イ) 屋根材及び屋根工事着手時期の確認ができる書類 (瓦の納品書の写しまたは施工業者等の証明書など)

(ウ) 屋根の実面積が確認できる書類 (変更がなければ申請時のコピー)

(オ) 屋根材が確認できる写真 (瓦のアップ写真)

(エ) その他 (工事の概要がわかる写真 全景写真など)

(カ) 石州くんえん木材利用補助の場合は、柱の使用箇所がわかる書類及び柱の使用本数が確認できる書類 (協同組合ヴァーテックスの証明書) を添付してください。

(5) 確定通知

補助金の確定通知は、文書をもって通知します。

(6) 交付請求

補助金交付請求書 (様式第6号)

申請者名義の口座を記載してください。

(7) 補助金の交付

補助金は、補助金交付請求書受理後、概ね1月以内に交付します。

なお、振込み日の通知は行いません。通帳でご確認願います。